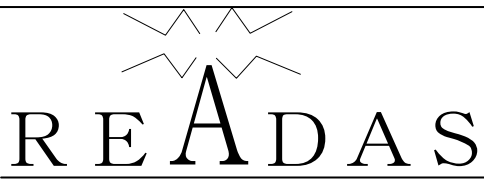


第 4730 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 5月17日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 印紙税の非課税範囲の改正

Q：領収書に貼る印紙税の非課税金額が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A：受取金額が5万円未満のものが非課税となりました。平成26年4月1日以降の取り扱いになります。

【解説】

平成25年度の税制改正で、印紙税法の取扱いが改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書（領収書）」に係る印紙税の非課税金額の範囲が次のように拡大されることとなりました。

【現行】

領収書などに記載された受取金額が3万円未満のものが非課税

【改正後】

受取金額が5万円未満のものが非課税

平成26年4月1日以後に作成分から

なお、金銭又は有価証券の受取書とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠書類をいい、領収書、領収証、受取書、レシートなどのほかに、請求書や納品書などに「代済」「相済」「了」などと記入したもののその他、その作成目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するものであるものは、これに該当します。

領収書等の記載金額には、消費税額等が区分されている場合や、消費税額等が税込金額及び税抜金額が記載されていることにより明らかとなる場合は、消費税額を含めません。

